

被懲戒の歴史を踏まえた子育て支援臨床の 構築に関する研究

藤 岡 孝 志

Study on construction of child care support based on the history of disciplinary

Takashi Fujioka

Abstract: The purpose of this study is to examine the construction of child-rearing support clinical practice based on the history of disciplinary action. We gave an overview of the Tokyo Metropolitan Ordinance and the revised Child Abuse Prevention Law and re-questioned the meaning of support for parents with disciplinary rights. He examined "child-rearing without severe discipline" with a particular focus on the Edo period, and pointed out that child-rearing in the Edo period had already taken into account the main points of child-rearing support from the perspective of attachments. In addition, he pointed out five important viewpoints in the construction of child-rearing support clinical practice based on the history of disciplinary action. 1. Fostering awareness of the human rights of children and their right to safe and secure child-rearing. 2. Discrimination between discipline and abuse, and concrete presentation of distinction. 3. Consideration should be given to the social context and culture of the child-rearing scene. 4. How to deal with the history of disciplinary action (Punishment), (1) Life script, (2) History of disciplinary (Punishment) self-check items, (3) Reproduction of past history by psychodrama and acquisition of meaning for a new life. 5. Presentation of specific methods for child-rearing support. Among these, it was suggested that 1 to 4 are the standards that form the basis of the presentation of various child-rearing support methods.

Key Words: history of disciplinary action (punishment)、child abuse in institution and foster home、child-rearing without punishment、life history、Clinical Attachment Approach (CAA)

要旨：被懲戒の歴史を踏まえた子育て支援臨床の構築について検討した。東京都の条例及び改正児童虐待防止法等について概観し、懲戒権を有する親への支援の意味を問い直した。そして、「懲戒を伴わない子育て」について、アタッチメントの観点に基づく子育て支援の要点を、江戸時代の子育てがすでに踏まえていたことを指摘した。その上で、被懲戒の歴史を踏まえた子育て支援臨床の構築における重要な観点として5つ指摘した。1. 子どもの人権及び安心・安全な養育への権利についての意識の醸成。2. しつけと虐待の鑑別、峻別の具体的な提示。3. 子育て場面における社会的文脈や文化を考慮すべきこと。4. 被懲戒の歴史への対処方法、①人生脚本、②被懲戒の歴史自己チェック項目、③心理劇による過去の歴史の再現と新たな人生への意味づけの獲得。5. 子育て支援の具体的な方法の提示。1から4が、さまざまな子育て支援方法の提示の基底をなすスタンダードとなることが示唆された。

キーワード：被懲戒の歴史 被措置児童虐待 懲戒を伴わない子育て ライフヒストリー 愛着臨床アプローチ (CAA)

I はじめに一東京都の条例及び改正児童虐待防止法について

東京都の条例が2019年（令和元年）の4月1日に施行された。また、同年、児童虐待防止法及び児童福祉法も6月19日に改正が制定され、2020年の4月1日施行となった。東京都条例では、第6条第2項で、『保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない』と記載されている。児童虐待防止法の改正では、「体罰その他」ととどまっており、子どもの品位を傷つけるというところまで踏み込んではいない。『品位を傷つける』ということは、「子どもの人権」を踏まえた表現であると考えられる。また、東京都の条例では、第9条第2項で、『都は、都民等及び関係機関等に対し、子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を……』と書かれている。これには強いメッセージ性があり、虐待通告、学校、近隣からの「通告は、支援のきっかけである」と強調した文言になっている。あえて虐待通告の前のところに係る文章に、『支援の契機である』という言葉が入っている意味は大きい。

また、改正児童虐待防止法（6月19日 制定 令和2年4月1日 施行）では、「（親権の行使に関する配慮等）第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89条）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」と改正された。さかのぼって、2011年には民法が改正されたときに、『監護及び教育に必要な範囲』と、日本の懲戒権に限定を加えた。民法第820条（監護及び教育の権利義務）では、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあり、同第822条（懲戒）には、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」とある。これが、そのまま児童虐待防止法にも入っているわけである。

実は改正される前は、『超える行為により』は、『超えて』となっていた。そういう意味では、監護及び教育に必要な範囲を超えて『懲戒してはならない』ということで、改正前児童虐待防止法及び従来の民法であっても、監護及び教育に必要な範囲を超えて懲戒してはならないということになっているので、体罰その他が監護及び教育に必要な範囲を超える行為であると明記した点は非常に重要である。

さらに、児童虐待防止法には、第14条第1項が改正されたが、改正されていない中でも非常に重要な条文がある。それは、第14条第2項であり、『児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。』となっている。親権行使であれば傷害を起こしてよい、あるいは暴行してよいとは当然になっていない。これは、当然のことであるが、国民にこの条文への周知も重要であろう。本研究が懲戒行動や被懲戒をテーマの中に入れていない問題意識は、この大きな法的な枠組みの変化や論議を想定している。

II 懲戒権を有する親との協働ということの意味

現在の日本においては、親を支援するということは、法的な背景として、懲戒権を有する親と共に子育てをするという感覚を持たなければいけない。この懲戒権は、国家の付託をうけているといいながらも、親権が乱用されることの制限を加えてきたことも、明治以降の日本の親権を理解するうえで、重要である。親権の停止、親権の喪失に関する論議も併せてみていかなければならないが、何よりも、「子どもの人権」「子どもの安全感・安心感」についての留意は、とりわけ、親支援では重要となる。

一方で、「監護及び教育に必要な範囲を超える行為としての体罰その他」に目を向けると、日本は、2019年に制定された改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法に、体罰という文言が入ったが、これまでも世界に目を向けるとスウェーデンをはじめ多くの国々が体罰禁止法を施行している。われわれはある意味では、しつけ、体罰、懲戒等の言葉の意味するところを勘案しながら、子育てをしなければいけないということである。しかし、盲点は、懲戒の内容については、一切書いていない。懲戒することができるか書いているが、何が懲戒なのかは書いていない。例えば、「懲戒であれば反省のためにベランダや外に出して1人で反省させるのも、これも懲戒だ。叩くのも当然、懲戒の一つである。この叩くというのは、度が過ぎれば虐待だろうが、傷がつかなければ体罰ではない。なぜなら自分もたたかれて育ってきたから。それで、おかげさまでこんな立派な人間にしてもらった、親のおかげだ。厳しかったけれど、感謝している」と語る親もいるかもしれない。親に感謝という気持ちはあっても、その方法の中で、体罰を受けてきたという歴史に対して肯定的になる親は存在する。被養育の歴史は、体罰だけではなく、肯定的な記憶もあるだろう。一方で、体罰は、非常に嫌だったから自分の子どもには絶対体罰したくないと思う親もいる。そもそもが子どもを叩くというのは、明確な子どもへの権利侵害であると語る親もいる。このように、認識が分かれる状況をつくってしまっている。親との協働の際に留意すべき点である。

いずれにせよ、親支援の文脈で、体罰や暴言の事実直面した際は、これが虐待であるかという判断とともに、『監護及び教育の目的』に相当する懲戒権の行使を親がどうとらえているかを吟味する責務を我々は負わざるを得ない。親とその点を共有することを、現行の民法下では強いられているのである。その際に、「子どもの人権」「子どもの安全・安心」という意識を常に支援者は持っていないと、『監護及び教育の目的』に合致した懲戒であると言われると、軽微な、あるいは秘匿された体罰・暴言そして身体的虐待・心理的虐待の萌芽を見過ごしてしまうことにもなりかねない。子ども虐待対応における子ども家庭支援におけるモデルには、子ども保護モデル、家庭支援モデル、子ども中心モデルと3つあるが(藤岡 2020¹⁾、子ども中心モデル(「子どもの人権」「子どもの安全・安心」、「周囲との関係性」等)が前者二つのモデルの基底に必ずなければならないだろう。ここで、再度体罰の位置づけを明確にしていく。

体罰という方法を用いられないで育った人、すなわち体罰を用いない親の下で育った人は、体罰をする(子育ての中で叩く等)ということがイメージしづらいと考えられる。しかし、被

養育の歴史にイメージがなかったからといって体罰をしないかということ、それはなかなか難しい。いらいらしたり追い詰められたり、孤立感を持ったりと、非常に子育ての中で苦しんでいると、結果として、自分はそういうふう育てられていないけれども、目の前の子に対して手を上げてしまうことも起こり得る。また、事態を複雑化しているのは、体罰は家庭内だけではなかった点である。体罰は、学校や地域の活動の中でも起きうる。その影響も否定できない。今でも、施設や養育家庭における被措置児童虐待が深刻な事態を招いている。改正された児童虐待防止法で、体罰に関しての禁止条項ができたが故に、体罰を用いないでどう子育てをしたらいいのかということ併せて伝えなければ、ますます親を追い詰めてしまうことを意味している。自分を責めたり、どうして自分はこんなことをしてしまうのだろうか考える親を出現させてしまうのである。それはやはり、懲戒行動が非常に曖昧であることに起因していると考えられる。懲戒権を有する親との協働ということの意味では、それぞれの親の被懲戒の歴史を話題にすること、あるいは、少しずつ無理なく向き合っていくことは支援の深まりにとって重要であり、これまでの盲点であった。あまりにも当たり前すぎて、あるいは暗黙の了解ともなっていて、日本人の子育て支援の盲点であったともいえる。

Ⅲ 懲戒権の成立過程

懲戒権の生成の歴史を紐解くと、明治民法が1898年に制定されたことが大きい。明治の始まりが1868年（明治元年）であり、実に30年の論議を経て明治民法が制定された。世界の動向も踏まえ、フランス民法を参考にした。フランス民法を参考にしたのは、当時もフランスは家父長制度を大事にしている、家督制度、あるいは主たる家、そして分家と日本の家制度に非常に似た構造を持っていた。そして、家父長という一家の大黒柱が、いわゆる家の系列を統括するという伝統があった。今もフランスでは家を非常に大事にしている。ポアソナードをはじめ法学者がフランスから招聘され論議した。その中で家父長制度や懲戒権や親権を負託する権限を民法の中に入れた。懲戒権を理解するとき、たどり着く点である（小口 2004²⁾、2005a³⁾、2005b⁴⁾）。

明治民法を作った際に、実は江戸時代からの歴史が子育てにおいては流れがあった。江戸時代には幕府によって、私刑ということが容認されていて、条文化されていないが幕府はそれを親に負託していた。もちろん親は子育てについて、事実上懲戒含め、幕府から負託を受けたと考えられる。そういう歴史的系譜の中で、小口（2009）⁵⁾がすでに指摘しているように、明治民法、家父長制度、そして親に対して何を負託していくのかということの中で、懲戒する権限を民法の中に入れることになった。さらに、広井（1996）⁶⁾は、懲戒権に教育的側面が付加されていったことを論証し、以下のようにまとめている。すなわち、「強大な懲戒権は、その後徐々に変化していく。まず、勘当、久離の制度が廃止され、旧刑法が親の行為を犯罪とする限界を定めた。親が懲戒のために子を施設に収容する場合も、その場所は監獄内の懲治場から、監獄とは異なる感化院へと変化し、そこでは懲罰ではない教育が行われるようになった。

そして、明治民法が親に子の教育を義務づけ、教育という目的を達するに必要な範囲内に懲戒を制限することによって、はじめて懲戒は教育の手段として捉えられるようになったのである」（広井 1996⁶⁾ p 17) そして、さらに、教育的な意味合いを持つ懲戒は、一方で、非教育的な側面である虐待・暴力にもつながっていったと指摘している。

戦後の新憲法の下での民法も当然、新しい民法として位置づくが、この懲戒権の考え方は残っていた。懲戒場という言葉も戦後の民法でも存続された。2011年（平成23年）に民法が改正されたときに、それは削除となった。そのうえで、田邊（1981）⁷⁾ は、この懲戒権が、昭和の戦前と戦後で、大きく様相が異なり、その役割も大きく異なってきていることを指摘している。今日における懲戒権の存続の意味を読み解く上で参考になる。田邊は、以下のように指摘している。「戦後の〈親の懲戒権〉は、全体としての性格を〈社会的・経済的権力〉として、戦前の在り方から大きく転換するものであった。それは基本的に個々の家族の社会的経済的な在り方に規定されつつ、逆にそうした在り方を強化するものとして働く。この点をより補足強化する意味で家族道徳・秩序の形成をも伴いうる。」（田邊 1981⁷⁾ p 216) その対比として、戦前の在り方として、〈親の懲戒権〉が「家」を維持することに重点を置いた〈政治的権力〉であったと指摘している（田邊 1981⁷⁾ p 214)。

いずれにせよ、親の親権として、懲戒権を規定するということは、なんらかの権力を志向させることにつながりかねず、その背景として、親子関係に、支配—被支配関係を生んでしまう状況を含ませてしまうリスクを負っていると考えられる。このように、**懲戒権が、通常の親子関係に容易に「支配・被支配の関係性」を持ち込む可能性があることは盲点ともいえることである。**実は、懲戒権の行使の背景に、親子の関係性のありようがあるのである。筆者は、この点を虐待ケースの検討の中で実感している。支援においては、その点を注意深く留意する必要がある。懲戒権の位置づけの歴史的変遷において、親権が強調された「支配—被支配関係」に伴う懲戒から、パートナー的關係あるいは『子どもの人権』を根底におき、共に生きている敬意を持った関係』に伴う『監護と教育』へと、懲戒権への位置づけが変わってきた。それにももかかわらず、支配—被支配の力関係に曝（さら）されてきた歴史（「被懲戒の歴史」）を有し、その影響が根強く残っている親への支援を考えていく際には、「しつけ」や「懲戒」に、虐待的な関係が入り込むは可能性が十分あることに対して極めて慎重な留意が必要となる。すでに述べた、子どもの人権、安全・安心、取り巻く関係性等を中核に据えた「子ども中心モデル」が、「子ども保護モデル」、「家庭支援モデル」の基底になるべきという視点にもつながる点である（藤岡 2020¹⁾）。2011年の民法改正で「監護及び教育の目的」と懲戒権を規定しても、2019年の児童虐待防止法改正であえて、それに対して「体罰その他」の除外事項（上記目的の範囲を超える行為と規定）を入れざるをえないほど、この懲戒権は実際には、曖昧さを温存しているのである。スウェーデンは世界に先駆けてこの点に着目して、体罰を禁止し、子どもの安心・安全に養育される権利を条文に入れ、また、後に触れるドイツやフランスも、紆余曲折を経ながら、子どもの人権に着目した体罰禁止へと至っている。

懲戒権の下でずっと育ってきた中で、親になる。それから、われわれ子ども家庭福祉に関わっている者にとっては、非常に深刻な状況というのは、施設職員になる人たちも里親になる人た

ちも、この日本の置かれている懲戒権の規定の下で育ってきたということである。体罰に対することは、親に対する支援という文脈だけではなくて、施設職員の方々および里親になる方々に対しても同様の留意と懸念が必要になってくるのである。

IV 北欧の体罰禁止法

—子どもは、安全で安心できる養育を受ける権利を有する—

世界に目を向けていくと、スウェーデンは1979年に日本に先立つこと40年前に体罰禁止法を施行した。さらにその20年前ぐらいから、スウェーデンは国民を上げて論議をしていった。スウェーデンでは、体罰を禁止して40年たってどういうことが起きているかという、明らかに体罰に対する意識は大きく変わっている。体罰は子育てに用いないというのが、国民の中に浸透している。子どもの頃、体罰禁止法の施行が既にあった世代が、今、親になっているし、祖父母になっている。孫を育てるときも、親が例えば体罰をしていても、体罰はいけない、うちの国では禁止されてるからということを経験する時代になってきている。

例えば1979年、今から40年前に体罰禁止法を施行したスウェーデンの条文を見ることは極めて重要である。『スウェーデン（1979年）子どもと親法6章1条「子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。子どもは、その人格および個性を尊重して扱われ、体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」（1983年改正）』とある（セーブザチルドレン⁸⁾）。ここで重要なのは、体罰の禁止条項だけでなく、『ケア、安全および良質な養育に対する権利を有する』と、安全で安心できる養育を受ける権利を有していると書かれている点である。どうしても、スウェーデンの体罰禁止法といわれ、体罰が禁止されたことが強調されるが、実は、この点もきわめて重要である。それからフィンランドも非常に同様に、『フィンランド（1983年）子どもの監護およびアクセス権法1章1条3項「子どもは理解、安全および優しさのもとで育てられる。子どもは抑圧、体罰またはその他の辱めの対象とされない。独立、責任およびおとなとしての生活に向けた子どもの成長が支援されかつ奨励される。』と書いてある（セーブザチルドレン⁸⁾）。同様に、体罰の禁止だけでなく、「子どもは理解、安全および優しさのもとで育てられる。」と書いてある。ここでも、体罰を禁止するという考え方は、子どもの人権、安全で安心した環境で育てられる権利を有していることが併せて明記されている。この点に、もっと注目すべきであろう。また、同様に、デンマークも同様に、体罰の禁止だけでなく、子どもの安全・安心の権利を強調している。『デンマーク（1997年）親の監護権／権限ならびに面接交渉権法改正法1条「子どもはケアおよび安全に対する権利を有する。子どもは、その人格を尊重して扱われ、かつ、体罰または他のいかなる侮辱的な扱いも受けない』（セーブザチルドレン⁸⁾）

V 北欧の体罰禁止法—主語は、子ども—

また、さらに大事なことは、主語が子どもだということである。すでに述べた日本の児童虐待防止法も、民法も、「親権を有する者は・・・」と主語は親である。「子どもは・・・」と子どもが主語となるスウェーデン等の海外との違いである。そもそもが、虐待に対する、あるいは子育てに対するスタンスの置き方が違う。日本語には、『しつけ』（躾）という言葉があり、それは、discipline と英語では訳される。親は子どもを慈しみ、子どもを一生懸命育てるということである。そこに『懲戒』という言葉が入ることによって、どういうことなるか。しつけと称して、行き過ぎた懲戒、結果としての虐待が生じる可能性は否定できない。結果として虐待が増えているというのは、この点を誤解している可能性があるということである。「しつけ」は親の責務である。民法に「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあるが、「子の利益」には「子どもの人権」や「ケア、安全及び良質な養育に対する権利」とまでは読み込めない。

既にふれたように、フィンランドもデンマークも同じように『子どもは』と、主語は子どもになっている。ノルウェーも同様である。『ノルウェー（1987年）親子法 30条 3項「子どもは、身体的暴力、またはその身体的もしくは精神的健康を害する可能性がある取扱いの対象とされない』（セーブザチルドレン⁸¹）『親権』と『子どもの人権』のバランスというものが非常に大事になってくる。

この新しい体罰禁止に至るまでの、長い経緯を見ていくと、日本での子育てとはということをも根本から論議するべきである。それは少なくとも、民法というものが明治までさかのぼるが、それだけでは不十分だということ意味している。

VI 子育て支援の日本における歴史

—「懲戒的関わり」と「懲戒を伴わない子育て」

今の時代に至るまでを見てきたが、日本の子育ては、実際どうであったのだろうか。

体罰の歴史的解明を試みた江森（1989）⁹¹は非常に細かく検討している。特に、江戸時代に入り、体罰をせず穏やかに育てることが強調されてきている。以下、江森（1989）⁹¹を概観する。

鈴木正三は、無益な殺傷を戒め弱者への慈愛を説いている。それから基本的に、山崎闇斎、山鹿素行、水戸光圀、中江藤樹らの儒学者たちは、叩くこと、折檻などによる教育を否定している。体罰に対する禁止ということが、歴史を紐解くと、意外と古い時代から言われていたということである。江戸時代以前にも体罰否定について諸説あることを江森は指摘しているが、この点はさらなる検討が必要であると述べている。そして熊沢蕃山は、読み書きなどその子の特徴に合わせて丁寧に教えれば、体罰など起きないと述べている。つまり子どもたちには個性

があるので、一人一人、丁寧に育てていくということを大事にすれば、当然、その子の育ちを待てるということなので、叩いてまで何かを教え込もうとする等、いわゆる教えるほうが焦ってたたき込むということにはならなくて済むということを述べている。そしてその系譜は貝原益軒、そして、石田梅岩の石田心学に引き継がれていく。手島堵庵、脇坂義堂らである。子どもたちを温和に、穏やかに育てることが非常に大事なことだということを既に説いている。しかし、江戸時代の中にあっても、田沼意次の時代から次第に世情が不安定になってくる中で、18世紀半ば、江戸中期、荻生徂徠たちが体罰肯定論を述べるようになってくる。そして、三浦梅園、海保青陵、大塩平八郎らによって、体罰は子どもを育てる上には大事なことだと論じられるようになっていく。これら両論が並置する形で、時代的に見ても体罰否定派と体罰肯定派が併存するような中で、江戸末期まで至る。以上、江森（1989）⁹⁾に基づいて概観した。

これまで見てきたように、確実に子どもたちを温和に優しく丁寧に、言葉を尽くしながら、子どもの個性を捉えてあげながら育てる雰囲気というのは続いていたと考えられる。江戸末期から明治にかけて、ボアソナードもそうだが、いろいろな学問領域も含めて海外から招聘される。ドイツ等から、そしてシーボルト等いろいろな先達が日本に来る。その人たちが一様に語っているのは、日本人の子育てへの驚きである。当時、西洋は、棒でたたいて体罰でしつけて懲らしめて、分からない子は、反省させるために立たせるとか、そのようなことを用いていた時代背景が、19世紀の頃はあった。いわゆる帝国主義の列強が近代化する。世界的にもそういう大きなうねりがある中で、西洋は体罰を容認していた。しかし、その同時代に来日した外国人が、日本人は、子どもたちを温和に優しく育てていることに驚愕したとの記録を残しているのである（江森 1989⁹⁾ 参照）。

イザベラ・バードは日本に旅行に来て、特に東日本を中心に回る。日本の親は穏やかなまなざしで、子どもに非常に優しく語り掛けるような子育てをしていると、紀行文の中に書かれている。このように、すでに述べた体罰否定派の系譜があったことは、そのイザベラ・バードたちの報告でも分かる。実際、体罰を否定する人たちが、どのように子どもを育てていたのか。そのことの記述が、幾つか古文書に残っている。中江（2003）¹⁰⁾は、その著『江戸の子育て』で子育ての中における子どもを尊重した方法を伝えることの大事さを指摘している。以下、中江（2003）¹⁰⁾ 引用する。今日でいう、**帰結（ことのみゆき：consequence）**などである。

中江（2003）¹⁰⁾によれば、江戸時代後期の国学者・橋守部（たちばなもりべ）は、『侍問雑記』の中に、子どもは手塩にかけて親しく養ってこそ親しみも増し、親のほうから近付いて睦まじくしてこそ尊ばれもすると書き、実際の生活の様子を次のように描いているという（中江、2003¹⁰⁾。「その子の幼いときから、朝晩、側近くに親しく寄せて、おかしくもない子どもの話も、面白そうな様子で聞き、親からも、年齢相応のことを話して聞かせ、楽しみも共にし、打ち解けた遊びも共にするようにして、大きくなってからも、ひたすら親しみ睦まじくすることを、親のほうから習わせるように。そのようにすれば、悪いことがあった時に叱っても、たまのことだから、快く聞き入れるだろう」（中江、2003¹⁰⁾）子どものすることなので、叱ることは当然、必要となってくることもある。そのときのその文脈で、親子関係がどのように構築されているかということがあってこそ、子どもに親の声が届いていくということである（藤岡 2008¹¹⁾）。

当然、こういう関係ができていれば、『子どもの品位を傷つけるような暴言・暴力』は出ないということである。

それから心学者の柴田彦太郎は、『世わたり草』（1789年刊行）の中で以下のように述べている。「厳しすぎれば心がそむいてしまう。ただ静かに道理を教えなさい。大体、幼い者の遊びなどを親が見ると、物足りないように見えて、こんなことでは身を立てることも出来ないかもしれないと、ひたすらに子を愛する自分の気持ちに任せて、大人っぽくさせようと思うあまり、短慮に叱り罵ると、かえってねじれた心が出てきて、素直な心もゆがみ、言葉も言い出しかねて、自然に顔に出るようになり、人にどう思われるかも憚らず、結局は無類の不孝者になってしまうから恐ろしいことだ」とある（中江、2003¹⁰⁾）。愛着臨床アプローチにおける「帰結」（子どもが理解できるように配慮しながら、ものごとのなりゆきを丁寧に養育者が子どもに説明すること。併せて、このように「丁寧に説明してもらえる子どもとして養育者から接してもらえている」という体験を積み重ねていくことが「養育者・子ども関係」、「子どもが養育者と居て安心・安全な感覚を持てること」や「困ったときに助けを求める志向性」を育てるという考えと技法）ということの要点がすでに指摘されている（藤岡 2008¹¹⁾）。ここは、体罰を『愛があれば体罰は許される』という論議につながってくるところである。『ひたすらに愛する自分の気持ちに任せて大人っぽくさせようと思うあまり、短慮に叱り罵ると・・・』という記述には、江戸時代の親も現代の日本の親にも通じる子育ての苦勞を感じていたことがうかがえる。

それから手島堵庵の弟子の脇坂義堂は、『撫育草』（1803年刊行）の中で、「幼い子どもを育てるには、厳しくするのがよいだろう、と言う人がいる。これも一理ある尤ものことのようにだが、温和に育てるにこしたことはないだろう。なぜならば、子どもは知にくらいいものだから、親があまり厳しいと、恐れて親しまず、善し悪しともに隠して、ただ怖がるだけで心服せぬものだから、何事もかくやわらかに言い聞かせ、よく呑み込んで心服するように、随分温和に育て上げるのがよいだろう。たとえば悪いことをしたときに強く折檻するより、よいことをした時に随分誉めてやれば、幼心に喜んで、また誉められようと思って自然とよいことをしようと励み、よいことをしようと思う心から、自然によいことが好きになり、ついには善にいたるものだ。」と述べている（中江、2003¹⁰⁾）。強く折檻するよりも、良いことをしたときにはしっかり褒めてあげてということが書いてある。後に述べる、愛着臨床アプローチにつながる観点であり、日本人の子育ての基底をなすと考えられる。以上、中江（2003）¹⁰⁾より引用した。

このように、江戸時代の子育てを改めて検討すると、しつけや親権の行使に、懲戒権が果たして必要なのか、十分な論議が求められる。民法における懲戒権の論議が、明治民法の成立過程で行われたことを考えると、その論議に、どのように江戸時代に至るまでの日本の子育ての伝統が影響したのかさらに検討が必要であろう。江戸中期以降の荻生徂徠らの体罰肯定派の系譜の影響が大きかった可能性は否定できないが、慎重な論議が必要である。

この『静かに丁寧に道理を教える』ということは、これはスウェーデンの子育ての方法に関する調査の中でも強調されていたものである（藤岡 2020¹¹⁾）。体罰に代わる子育てというときに、子どもとコミュニケーションを取ることが大事だということが強調されている。まだ発語がうまく出ない0歳児に対しても、話しかけることを一生懸命やってくということ、ス

ウェーデンの研究者は強調していた。そうすると子どもたちは当然、親からの話や語りかけで意味が分からなくても親の雰囲気とか、音調とかを取り入れていって、だんだんリズムで言葉を理解するようになってくる。そういう音や雰囲気が子どもに入っていて、その人との関係の中で自分の気持ちを伝えたいということの中で、最初は泣いたりとか笑ったりという表現、そして、だんだん関係が構築されてくる。子育ての流れも、その延長としてしっかりと丁寧に語り掛けるということが大事だというわけである。言語発達を促すという観点だけでなく、『静かに丁寧に道理を教える』ということで醸成される親子の関係性（支配—被支配ではなく、安心・安全が守られる双方向の関係性：養育者-子ども相互性）の下地（藤岡 2020¹¹⁾）がここで培われるのであろう。

Ⅶ 子ども中心アプローチの重要性

—子どもの側の「懲戒行動と虐待との認識」の醸成

子どもを中心として考えること（子ども中心モデル：藤岡（2020）¹¹⁾）は、懲戒権、懲戒行動を考慮するうえでも基本となるであろう。子ども食堂は食事だけではなく、ニーズキャッチの場でもある。子どものSOSのキャッチの最先端だという認識である。子どものほうもこれが虐待だとかネグレクトだと分からないことがある。つまり、それが家庭の中で当たり前に行き来していると、次第にそれに適応してしまうのかもしれない。懲戒行動が行き過ぎた体罰であり、虐待に至るとの認識にはなかなかならない。しかし、子どもが支援者にふっと漏らした言葉が、実はそれが虐待やネグレクトであり、自分のことが侵害されていると子どもが気付くということがある。懲戒行動が虐待に至るとの認識は、実は、親の側だけでなく、子どもの側でも重要な認識になるべく、最も身近にいる支援者がその認識に対する鑑別を極めて精度を高くしながら、モニターしておかなければならない。

最近では、次第に、子どもからのSOSが多く出るようになってきている。「子どもの人権」教育の賜であろうが、未だ十分ではない。そのことで深刻な事態（虐待）に至る前に、親が（しつけや懲戒と称して虐待をしているとの）認識するということはある。「親の懲戒への考え」と「子どもの感じる権利侵害や侵襲的な暴力・暴言」との認識の大きなズレである。子ども中心モデルは、子どもからのSOSをキャッチするという点をさらに強調すべきであろう。つまり、子どもを中心にして、親と支援者が関わっていけば、敵対する親との関係にならない。つまり、一緒に子どもを見る立場で横並びのことになるので、そこのスタンスにいかにか支援をつなげるかということである。対立関係として、どうしても親と向き合ってしまうことがある。深刻なケースで起きてくるケースでも、関係機関の人を、虐待をする親が（子どもへの暴言と同様に、職員を）恫喝するということまで至ったのは、そこに至るまでかなりのプロセスがあったのではないかと推測する。学習支援も同様である。生活者困窮自立支援法ができて、教育関係だけではなく、福祉関係で学習支援ができるようになった。これはニーズキャッチのよい場になる。そういうニーズキャッチの場が子育て支援のいろいろなネットワークの中にあると、子

どもからのSOSがキャッチしやすい。行き過ぎた懲戒行動の事前キャッチである。

Ⅷ 懲戒行動の解析に関する研究の概観

以上を踏まえ、懲戒行動についてさらに検討を加える。

加藤・藤岡(2020)¹²⁾は、フランスの懲戒行動に関する現状をふまえて、しつけ(懲戒)と虐待の境界の認識に関する検討を行った。児童虐待が起きる重要な背景要因として、しつけ(懲戒行動)に関する認識と児童虐待との境界の不明瞭さがあげられる。児童虐待の発生を予防するための養育者支援プログラムを構成することを目的として、しつけと児童虐待に関連する要因を明らかにした。日本における懲戒を含むしつけと虐待との境界に関する議論を整理し、体罰禁止法を施行したフランスにおいてインタビュー調査を行った。調査の結果から、しつけと児童虐待に関係する要素として、【1. 具体的なしつけ方法の獲得】、【2. 専門家の支援】、【3. しつけ／虐待の判断の難しさ】、【4. しつけ／虐待の外的基準】、【5. 他者との関わり】、【6. 文化的要因】、【7. 親のしつけに関する独自の認識】、【8. 親のコンディションの調整】など、8つの要素が明らかとなり、養育者支援における重要な視点を抽出した。今後の養育者支援においては、具体的なしつけを含む子どもの養育方法を示す必要があること、専門家の支援が必要であることを示し、しつけのプロセスに関する仮説と、養育者支援において支援者が検討すべき要素に関する仮説を示した。特に、**具体的なしつけ方法の獲得**は、フランスにおいても非常に重要であることが示唆された。

なお、フランスでの体罰禁止は以下のとおりである。『フランス(2019)民法第371-1条の改正:「日常にある教育上の暴力の禁止」(以下にあるように、「親の権威は、いかなる身体的または心理的暴力も用いることなく行使される。』が加えられた。筆者 加筆)「親の権威は、子の利益を目的とする権利および義務の総体である。親の権威は、子の人格を適正に尊重しながら、子の安全、健康ならびに道徳を保護し、その教育を確保しかつその発達を可能にする目的で、子の成年または未成年解放まで父母に委ねられる。親の権威は、いかなる身体的または心理的暴力も用いることなく行使される。そして、両親は、子の年齢および成熟度にしたがい、子に関わる決定に子を参加させる。』(セーブザチルドレン⁸⁾)フランスの懲戒権の歴史が、この条文には多く盛り込まれていて非常に興味深い(梅澤 1992¹³⁾等 参照)。主語は、日本と同じで、「**親の権威は**」と親に関わることが主語となっている。

また、和田上(2020)¹⁴⁾は、ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから、虐待の認識について検討し、ドイツで児童虐待事例の支援に関する専門職が親の懲戒行動および虐待行動についてどのように認識しているのかを明らかにした。児童虐待事例の支援に携わった経験のある専門職4名に聞き取り調査を行い、得られたデータについて質的分析法であるSCATを用いて分析を行った。その結果、2000年の体罰禁止の法定化以降、体罰を容認する人は減少したとのことだが、彼らの共通の認識として、現在でも子育て中の親には軽度の体罰が容認されていること、体罰の背景には親の被養育体験が背景にあり、認識の修正には長い時間かか

ると予想されることがあった。また、子どもの権利擁護のために家族保全是重要であるという認識の下、支援を行っているとのことが明らかになった。ドイツについては、和田（2004）15）も、ドイツにおける「親権」の動向について言及し、特に、2000年11月8日に施行された1631条2項において、「暴力のない教育を受ける権利」を子どもに認め、身体への懲戒・精神への侵害に加えて、人間の尊厳を侵す処置を排除している、と指摘している。ちなみに、上記にもあるが、ドイツの体罰禁止法の施行状況は、『ドイツ（2000年）養育における有形力追放法（民法）1631条2項「子どもは、有形力の行使を受けずに養育される権利を有する。体罰、心理的被害の生起その他の品位を傷つける措置は禁じられる」（関連規定）青年福祉法16条1項「母、父その他の法定保護者ならびに青年は、家庭における教育の一般的促進のためのサービスを提供される。当該サービスは、母、父その他の法定保護者の教育上の責任がよりよい形で遂行されることに寄与するためのものである。また、有形力を用いることなく家庭における紛争状況を解決する手段を示すためのものでもある』（セーブザチルドレン⁸⁾）この点も、ドイツの親権及び養育権、親への支援の幾多の検討の歴史が反映されている（荒川 2001¹⁶⁾、2002¹⁷⁾；小玉 1992¹⁸⁾）。

さらに、宇野（2020）¹⁹⁾ は、児童相談所職員からみた保護者の懲戒の意味について検討した。児童相談所職員からみた保護者の懲戒にはどういう意味があるのかを明らかにすることを目的に、インタビュー調査を行った。データ分析は Steps for Coding And Theorization: SCAT を使用した。その結果、懲戒に関する理解を助ける意味を内包する 72 の理論記述が得られた。例えば、「内在化された懲罰的養育者モデル」、「暴力関係を利用した他者操作懲戒」などである。さらに、各研究参加者から得られた理論記述から 7 つの意味が示唆された。すなわち、1) 「懲戒に内包する苦痛性」、2) 「懲戒と虐待との判別困難性」、3) 「適切な懲戒と不適切な懲戒」、4) 「子どもの発達段階と懲戒」、5) 「懲戒の社会文化的規範化の可能性」、6) 「保護者の被懲戒の個人史」、7) 「懲戒概念の再検討と家庭内における体罰の禁止の必要性」である。

さらに、藤岡（2020）²⁰⁾ は、「体罰禁止の内在化」と懲戒行動の解析に基づく子ども虐待防止を目的としている。懲戒行動についてまず考察し、さらに、日本における体罰の位置づけを検討し、そのうえで、世界に先駆けて体罰を禁止したスウェーデンでの面接調査を解析した。面接調査によって得られた結果は、以下の 5 つに整理された。1) スウェーデンにおける「体罰禁止の内在化」について、2) 体罰禁止法の施行を支えるスウェーデンの社会民主主義、3) 虐待の中核群についての理解の必要性—関係性困難への介入の必要性—、4) 体罰についてのとらえ方—「体罰はしない」養育者の志向性と、社会システムによる体罰の認識、子どもたちの「体罰」についての認識—、5) 子どもとの会話、コミュニケーションの重要性—体罰によらない子育て—。その上で、総合的な考察を加えた。1) 懲戒行動及び体罰や暴言で検討すべきこと、2) 被懲戒の歴史への対処方法について—愛着臨床アプローチの再構築への示唆—、3) 懲戒行動の解析の次にあるべき課題 — 子どもの人権及び取り巻く関係性を中核に据えた「子ども中心モデル」—、である。これまで述べてきたことの基底をなしている。

さらに、子どもの人権について掘り下げる際の重要な観点として、中川（2019）²¹⁾ は、「安全な養育への権利」という概念を中核に据え、論を展開している。まず、日本の現行子ども法

制上、明文的には定義がなされておらず、先行研究でも十分に立論されていると言えない状況であると指摘した。そのうえで、第一に、今日的課題として「安全な養育への権利」の立論が必要とされている状況をのべ、第二に、体罰全面禁止国の根拠となった理念や国際的な取組みから「安全な養育への権利」を基盤として子どもへの暴力禁止の取組みがひろがっていることをのべている。そして、第三には、日本国内でも「安全な養育への権利」の萌芽がみられ、さまざまな分野から取組みがなされてきたことを述べて、子どもの「安全な養育への権利」の立論と課題について論じた。その文脈の中で、中川（2019）は、田畠（2014）^{22）}が提唱する安全委員会方式にも言及し、その具体的な実践可能性に期待を寄せている。田畠の指摘を待つまでもなく、子育ての方法、体罰によらない子育て法、支援方法は、子どもたちの安全と安心が確保されていることが大前提となる。

IX 懲戒行動の観点を考慮した『愛着臨床アプローチ』について

これまで整理してきた観点を踏まえ、新しい子育て支援アプローチに盛り込むべき支援要素の必要性が方向づけられてきた。

懲戒行動の観点を考慮した子育て支援アプローチのスタンダード版である。なお、愛着臨床アプローチ（CAA：Clinical Attachment Approach）の名称（藤岡 2008）^{11）}は、継続して使用することとする。愛着の訳語には歴史があり、臨床場面では、愛着を用いることとする（藤岡 2008）^{11）}。

1. 子どもの人権及び安心・安全な養育への権利についての意識の醸成

懲戒行動は、子どもの人権の侵害になりかねない要素を含んでいる。むしろ、養育権（安心・安全な養育を受ける権利）こそが、子どもの人権の構成要素となり、懲戒行動による被害を被らない上で、出発点となる。スウェーデン等の体罰禁止の背景にあった、子どもの人権と「ケア、安全、良質な養育を受ける権利」である。また、典型事例を提示しながら、子どもの人権侵害、子どもの安心・安全の権利の侵害への意識を高める。

2. しつけと虐待の鑑別、峻別の具体的な提示

しつけは、親の責務である。民法にも謳われてきた親の義務である。親権の行使は、明治の民法の制定の過程で、極めて限定になってきており、子どもの利益を目的とし、子どもの監護及び教育の目的という非常に限定された中で行使されるべき点であることは、議論を待たないほど、多くの研究者、臨床家によって指摘されてきた。

3. 子育て場面における社会的文脈や文化を考慮すべきこと

懲戒の歴史は、その地域、文化で許容されるべき行動様式であったり、思考様式であったりする。子育てとは、文化の継承者を育てるとの意味合いもある。しかし、その伝達の方法が、

支配的であったり、脅威的であったり、身体的・心理的懲罰を伴うものであれば、そこに、常に虐待につながる要素が残存する。懲戒行動、懲罰行動にこだわっている限り、虐待は根絶できないということは、スウェーデンをはじめ、世界に先駆けて体罰を禁止した国々が長い年月をかけて実証している。「体罰禁止の内在化」は、子育て方法、教育方法としての懲戒行動を廃絶することを意味している。体罰によらない子育てを根底から支える、「子どもとの会話、コミュニケーションの重要性」は、子どもという人権保持者の尊重であり、その子の安心・安全の確保であり、支配・服従関係ではない、共生・相互尊重を基礎から形作ることを意味しているのである。その相互性の中で、伝えるべき文化、しつけを通しての人としての思考様式、行動様式は、明確に意識化されてくるのである。

4. 懲戒の歴史への対処方法

懲戒行動への暴露、それに伴うトラウマ体験及びアタッチメント形成不全あるいはアタッチメントの崩壊、懲戒権による浸蝕の歴史等、これらは、家庭だけでなく、学校、施設・養育家庭（施設や里親家庭で成長した子ども達）が皆抱えている課題である。

人生脚本（リヴィーらの人生脚本をはじめ、過去の整理をする様々なツールがある：藤岡 2008 参照¹¹⁾）の記載による、セルフ・ヒストリーの作成、及びそのヒストリーの安心。安全が確保されたうえでの「語り」による整理。未解決型タイプの語りから、安定自律型の語りへの展開への支援。これらが、このプログラムの中核を担う。さらに、被懲戒の歴史自己チェック（藤岡 2020¹¹⁾）も活用できる。被懲戒の歴史について、質問紙項目になっており、気になる項目を抽出して、その点を支援者との「語り」で掘り下げることが出来る。そして、特定のアタッチメント対象との過去の歴史の再現による新たなライフヒストリーの獲得を目指した心理劇（藤岡 2008¹¹⁾、2020¹¹⁾）も有用である。

被懲戒の歴史への対処方法

- ・ 人生脚本
- ・ 被懲戒の歴史自己チェック項目
- ・ 心理劇による過去の歴史の再現と新たな人生への意味づけの獲得

5. 子育て支援の具体的な方法の提示

これについては、多くの試みがあり、様々な方法が世界中で提示されている。上記、1から4までの基本スタンダードがあつてこそ、具体的なペアレンティング技法であると考えている。今後は、上記、1から4までにつながる方法であるのかどうかなどの精査が必要となるであろう。1から4を切り離して、親への支援、施設・里親への支援を行おうとしても、懲戒行動の残像が、子ども達との場面でよみがえったりすることもあるだろう。また、被養育の歴史、被懲戒の歴史が、無意識のうちに、子育て場面での口調、表情、しぐさ、養育方法に影響することもあるであろう。

特に、ルールの提示（宿題、ゲームの時間、基本的生活習慣、言葉遣い等）には、その親や

施設職員の被養育の歴史が色濃く反映されるのは、施設や養育家庭における被措置児童虐待で常に指摘されてきた点である。子育て方法のペアレンティングの諸方法をを超えて、この子育て支援では、ルールの提示の仕方は、常に話題にしなければならない点である。発達のな観点も当然必要となる。

X おわりに

子どもの人権と親権との対置について、熟慮せざるをえない歴史が日本にはある。親は一生懸命育ててくれたと子どもは考える。しかし、その中で体罰や暴言があったという歴史を有している場合、その影響は深刻である。つまり、体罰や暴言があってもそれを打ち消されてしまうぐらいに、もっと深い愛情、あるいは思い出があるので、親になっている今の若い人たちも含めて、親からの体罰が仮にあったとしても、心の中で容認しているというところがあるかもしれない。明らかに権利侵害があったとしても、一方で、親に感謝している、と語る人たちもいる。この点は、日本の懲戒論議、被懲戒への眼差しの向けづらさ、体罰・暴言がやまない理由にもなっている。スウェーデンにおいて世界に先駆けて規定された「安全で安心できる良質な養育を受ける権利」を子どもたちが有しているし、その実現に向けて親の親権の行使があるという点が、もっと徹底されなければならないだろう。このような考えからは、懲戒を伴う養育とは併存しないだろう。安全で安心できる良質な養育は、「懲戒」という発想からは出てこないであろう。日本人は、これからも、被懲戒の歴史に向き合っていかなければならないのであろうか。

施設職員の人たちと話したり関わったりするときも、同様のことが起きる。どうしても養育の内容が懲戒的、懲罰的になる人たちは、親から（懲戒や懲罰によって）しっかりと関わってもらったという体験を語る場合、基本的に体罰はどこか心の中では肯定している可能性は否定できない。しかし、施設では絶対に体罰は禁止であり、懲罰的な関わりも心理的な虐待となってしまう。それぞれが自分の生き立ちも含めて、親との位置付けということを含めながら、自分は、自分の世代でどう子育てをするかということを考え直すことが、今、施設職員・里親や教員だけでなく、親に求められている。

日本における懲戒権の温存の歴史を鑑みるに、『心の中に被懲戒の歴史が内在化している』人たちがしっかりいる。しかし、内在化していても、目の前の子に対して、どう関わるかを考えなくてはならない。一方で、ひどい体罰を受けてきた人でも、そのひどい体罰を受けてきたという歴史を、親自身の被養育の歴史への理解をすることで、しょうがないかもしれないと親と距離を取れるようになってくると、体罰を受けてきた人も体罰の残像の影響を受けなくなることが臨床的に記述されている（藤岡 2020¹⁵⁾）。非常に強い体罰を受けて許せないが、まだ自分の中でその気持ちを悶々とさせている親であったり、施設職員の方は、気が付かないうちに口調とか表面に出てしまう。本人も周りの支援者も苦慮すべきところであろう。当事者である子育てをしている人が、自分にとってその子にとってどういう育て方が一番よいのかという

ことを問い直していくことがそこでは繰り返し話題となることである。被懲戒の歴史を踏まえた子育て支援の構築に向けて更なる検討が今後の課題であるゆえんである。

謝辞

本研究は、科学研究費補助金（基盤研究（B））「親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究」（研究代表・藤岡孝志）（2017年度から2019年度）の助成を受けた。

引用文献

- 1) 藤岡孝志（2020）支援者支援養育論—子育て支援臨床の再構築 ミネルヴァ書房
- 2) 小口恵巳子（2004）旧民法における親の懲戒権．法社会学 2004.60, 167-184.
- 3) 小口恵巳子（2005a）親の懲戒権 - 明治民法編纂過程における体罰正当化の過程．人間文化論叢 8, 163-172.
- 4) 小口恵巳子（2005b）明治民法編纂過程における親の懲戒権：名誉維持機能をめぐって．比較家族史研究 20, 64-95.
- 5) 小口恵巳子（2009）親の懲戒権はいかに形成されたか：明治民法編纂過程からみる．日本経済評論社．
- 6) 広井多鶴子（1996）親の懲戒権の歴史 - 近代日本における懲戒権の「教育化」過程．教育学研究 63.2、119-128.
- 7) 田辺俊治（1981）＜親の懲戒権＞に関する一考察：戦後家族法の分析を通して（III 研究報告）．日本教育行政学会年報 7、209-223
- 8) セーブ・ザ・チルドレン（2019）子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるために 他 <https://www.savechildren.or.jp>（検索日 2020. 10. 1）
- 9) 江森一郎（1989）体罰の社会史 新曜社
- 10) 中江和江（2003）江戸の子育て 文藝春秋
- 11) 藤岡孝志（2008）愛着臨床と子ども虐待 ミネルヴァ書房
- 12) 加藤尚子・藤岡孝志 2020 しつけ（懲戒）と虐待の境界の認識に関する検討：フランスの懲戒行動に関する現状をふまえて．" 日本社会事業大学研究紀要 66、137-152.
- 13) 梅澤 収 1992 フランス近代における親の懲戒権と教師の懲戒規定 牧証名・林 量俣・今橋 盛勝・寺崎 弘昭編 懲戒・体罰の法制と実態．学陽書房． 256-286.
- 14) 和田上貴昭 2020 体罰の認識：ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから．日本社会事業大学研究紀要 66、47-57.
- 15) 和田美智代 2004 ドイツにおける「親権」の最近の動向：懲戒権と児童虐待の視点から．法政論叢 40.2、182-191.
- 16) 荒川 麻里（2001）ドイツにおける親の権利の変容過程：一懲戒権規定の改正を通して—教育制度学研究 8, 209-224

- 17) 荒川 麻里 (2002) ドイツにおける親の体罰禁止の法制化 - 「親権条項改正法」(1979年) から「教育における暴力追放に関する法律」(2000年)まで 教育制度研究紀要 (3), 11-26.
- 18) 小玉亮子 1992 近代ドイツの親子関係と懲戒権 牧柁名・林 量俣・今橋 盛勝・寺崎 弘昭編 懲戒・体罰の法制と実態 学陽書房 234-255.
- 19) 宇野耕司 2020 懲戒ではなく虐待である：児童相談所職員からみた保護者の懲戒の意味に関する研究．日本社会事業大学研究紀要 66、59-78.
- 20) 藤岡孝志 2020 「体罰の内化」と懲戒行動の解析に基づく子ども虐待防止に関する研究．日本社会事業大学研究紀要 66、181-198.
- 21) 中川友生 (2019) 子どもの「安全な養育への権利」の理念形成と課題．早稲田大学大学院文学研究科紀要 64 159-173.
- 22) 田嶋誠一 (2014). 「児童福祉法改正と施設内虐待の行方—このままでは覆いかくされてしまう危惧をめぐって」『社会的養護とファミリーホーム』 4. 1-13.